

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第6条第2項 ・一般振替機関の監督に関する命令第1条第19号 ・特別振替機関の監督に関する命令第1条第19号 ・金融商品取引業者等に関する内閣府令第165条第1項 ・金融商品取引所等に関する内閣府令第68条第3項 	<p>金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の改正案においては、同令第6条第2項等における「振替債」を「社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債」と定義しており、「振替株式等」が含まれないこととなるが、「振替株式等」も含まれるように規定を修正していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令、金融商品取引業者等に関する内閣府令及び金融商品取引所等に関する内閣府令においては「振替社債等」の定義に「振替株式等」が含まれるよう規定を修正し、一般振替機関の監督に関する命令及び特別振替機関の監督に関する命令においてはそれぞれ第1条第19号の規定を削除した上で振替業の結了の通知を振替機関の取り扱う全ての社債等の発行者に対して行うよう規定を修正いたします。</p> <p>貴重なご指摘をいただき、ありがとうございました。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第6条第2項 	<p>顧客から預託を受けている保証金代用有価証券についてどのように管理すべきか（自己口の担保専用口での管理か、または顧客口での管理か）、ご教授いただきたい。</p>	<p>金融商品取引業者が、金融商品取引法第161条の2第2項に基づいて同条第1項の金銭に代えて顧客から振替社債・株式等の預託を受ける場合には、当該振替社債・株式等を当該顧客の口座において管理することはできず、当</p>

			<p>該顧客の口座から当該金融商品取引業者の口座への振替を受ける必要があると考えられます。</p>
3	その他	<p>特別口座を開設する口座管理機関は各種の規制により既に投資家保護のために十分な規制・監督を受けており、また、特別口座は勧誘行為によって作成されるものではなく、売買取引等に使うこともできずその内容が変更されることもほとんどない。このように規制する必要性の低い特別口座については金融商品取引法の適用除外とするべきである。</p>	<p>「特別口座については金融商品取引法の適用除外とする」とのご指摘の趣旨が、特別口座を開設する口座管理機関が当該特別口座の加入者に対して、金融商品取引法上の取引残高報告書等の交付義務を負わないよう措置することを意味するのであれば、一般的には、両者の間には金融商品取引契約（同法第34条）が存在しないといえるため、当該口座管理機関は上記のような義務を負うものでは必ずしもないと考えられます。</p>